

田村市復興推進計画

平成27年10月9日
福島県田村市

1. 計画の区域

田村市全域

2. 計画の目標

本市は、原子力発電所の事故に伴い一部地域が避難指示区域等に設定されていた。この原発事故に伴う風評被害による影響で、生産活動を県内外に移転する企業や雇用者の解雇・流出等により、製造業出荷額は、震災前に比べ53億9,692万円減少した。

平成26年4月に避難指示がすべて解除され、市内地域経済に回復傾向がみられるも、未だに一部の業種では震災前の状態には達していない状況である。

この状況を改善するため、市内の環境整備だけでなく、市内立地企業および事業所を県外に移転した企業を支援し、官民一体となって復興を推進することで、雇用の維持・創出を図り地域経済の再生と安定だけでなく、更なる発展を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用の維持・創出及び地域経済の再生・安定・更なる発展を図るために、本市の中核的産業であるプラスチック製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する中央化学株式会社（以下「対象事業者」という。）が、田村市常葉町常葉字富岡において、東北工場製造ラインの増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市におけるプラスチック製品製造業は、本市の製造業における従業者数で第7位の地位を占めており、地域経済の中心的事業である。本事業は、対象事業者が操業に必要な設備等を導入するものであり、これにより本市のプラスチック製品製造業の従業員数の25%を占め、43名の雇用機会を創出することとなることから、プラスチック製品製造業延いては本市への経済効果は大きく、計画の目標である「雇用の維持・創出を図り地域経済の再生と安定だけではなく、更なる発展を図る」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社埼玉りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、株式会社足利銀行、株式会社群馬銀行、株式会社八十二銀行、株式会社武蔵野銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

東北工場製造ラインの増強を行う対象事業者は、本市のプラスチック製品製造業の主要企業であり、震災前には、本市の事業者の中で従業員数の約50%を占めていた。

当該計画の実施により、対象事業者の操業が開始されることで、計画の区域内において、新たな雇用創出が期待されるとともに、関連する産業の活性化にもつながることから、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見聴取を行った。

また、田村市、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社埼玉りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、株式会社足利銀行、株式会社群馬銀行、株式会社八十二銀行、株式会社武蔵野銀行、対象事業者を構成員とする田村市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。